

議案第78号 説明資料

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要

1 制定趣旨

地方公共団体においては、行政需要の多様化に対応するため臨時・非常勤職員の活用が進み、地方行政の重要な担い手となっていますが、これらの職員の現行の地方公務員法による任用の根拠が自治体によって様々な状況となっています。そこで地方公務員法等が改正され、新たに全国統一の制度として、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。

この制度により、現在本町で嘱託職員及び臨時職員として任用している職の大部分は、会計年度任用職員に移行し地方公務員法が適用されることになるため、新たに給与や費用弁償等を規定する条例を制定します。また、併せて、勤務時間、休暇等を規定するため既存の条例の改正及び関係する条例の整備を図る条例を制定します。

2 制度概要

任用形態	フルタイムの会計年度任用職員	パートタイムの会計年度任用職員
根拠法令	新地方公務員法第22条の2第1項第2号	新地方公務員法第22条の2第1項第1号
任期	一会計年度内（再度の任用あり）	
条件付き採用	採用後1ヶ月（採用後1月間の勤務日数が15日未満の場合、15日に達するまで）	
勤務時間	週38時間45分（常勤の職員と同じ）	フルタイム会計年度職員を下回る時間
服務及び懲戒	地方公務員法に定める服務及び懲戒に関する規定が適用	地方公務員法に定める服務及び懲戒に関する規定が適用 ※営利企業従事制限は対象外
給付	給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、退職手当	報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償
社会保険等	1年目：厚生年金、健康保険、雇用保険 2年目以降：地方公務員共済組合	勤務時間により厚生年金、健康保険、雇用保険

3 条例概要

(1) 給料は、職種の区分に応じて給料表を適用（職務の内容や責任等を踏まえ、職種ごとに給料の号給と上限を別に規定）

- (2) パートタイムの報酬は、フルタイムの場合の金額を日額又は時間額に換算し、報酬として支給
- (3) 期末手当は、条件を満たした場合に支給（週の勤務時間が15時間30分以上で、任用期間は6月以上が対象）

条文	項目	内容
第1条、第2条	趣旨、給与	給与及び費用弁償に関し必要な事項を規定 給与の定義、支払い方法の原則を規定
第3条～第5条	フルタイム会計年度任用職員の給料	職種の区分に応じて別表第1に定める給料表を適用し、規則に定める基準に従い任命権者が決定する 支給は幕別町職員の給与に関する条例（以下「職員の給与条例」という）を準用する
第6条～第10条	フルタイム会計年度任用職員の手当	職員の給与条例を準用して支給する
第11条	フルタイム会計年度任用職員の端数処理	勤務時間1時間当たりの給与額、時間外勤務手当等を算出する際に端数が生じた場合の処理を規定
第12条	フルタイム会計年度任用職員の期末手当	任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、職員の給与条例を準用する
第13条、第14条	フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額及び給与の減額	勤務1時間当たりの給与額及び給与の減額について規定
第15条	パートタイム会計年度任用職員の報酬	パートタイム会計年度任用職員の報酬について規定
第16条～第19条	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等	正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合の報酬と端数処理について規定
第20条	パートタイム会計年度任用職員の期末手当	任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者を除き、職員の給与条例を準用して支給する
第21条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給	報酬の支給について規定
第22条、第23条	パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額及び報酬の減額	勤務1時間当たりの報酬額及び報酬の減額について規定
第24条	給与からの控除	職員の給与条例を準用する
第25条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償	職員の給与条例を準用する
第26条	パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償	幕別町職員等の旅費に関する条例を準用する
第27条	委任	条例の施行に関し、必要な事項は規則へ委任する